

森林の整備に補助金を交付します

負担がなければ山の手入れがしたい

F S C 森林認証林

新植に 1 ha 当たり150,000円以内を補助します。
平成21年度から新植が補助対象となりました。

除間伐（林齢11～35年まで）

枝打ち（林齢11～30年まで）

間伐（伐りすて、林齢36～50年まで）

にかかる事業費の全額（国・県の補助を含む）を補助します。

（F S Cの森整備事業）

間伐して木を出したいが採算が合わない

F S C 森林認証林の間伐（林齢36年以上）に

1 ha 当たり70,000円以内を補助します。

（F S C森林認証林高齢級間伐事業）

木がひよろひよろで、
地面がむきだしです

手入れ不足の山



除伐
間伐

手入れされた山



間伐すると、木の成長
がよくなります
下草がはえて、災害に
強い山になります

手入れ不足の分収造林地を どうにかしたい

町と契約している分収造林地（林齢36～50年まで）
の間伐に 1 ha 当たり70,000円以内を補助します。
（持続可能な森林整備推進事業）

山の手入れのための道をつけたい

道をつけると山の手入れがしやすくなります

作業道の 신설・改良・災害復旧に事業費の2分の1以内（開発作業道事業）

間伐の集材に必要な簡易作業道の 신설に 1 m 当たり700円以内（ミニ作業道事業）

間伐の集材に必要な搬出路開設に 1 m 当たり400円以内（らくらく開設道事業）を補助します。

さらに

作業道・搬出道を開設した施業地・町有林施業地・町単独補助事業による施業地に隣接する整備の遅れている森林の間伐に 1 ha 当たり70,000円以内を補助し、団地化して山の価値を高めます。
（集約間伐事業）



道を開設した施業地



町有林施業地、町単独補助事業による施業地

※住田町森林認証グループでは随時会員の募集を行なっています。

お願い：補助金の申請は事業の実施前をお願いします。

補助事業完了後の一定期間は、用途変更や皆伐のない森林を申請してください。

◆問い合わせ：各補助金の申請は...産業振興課 林政係 ☎46-3861（内線322）

F S C 森林認証グループ会員の登録希望は...気仙地方森林組合 ☎46-2621

8月から

医療費助成が

変わります！

本町では、乳幼児や妊産婦、重度心身障害者、母子家庭に対して、病院などに通院したときの医療費（一部負担金）の全部または一部を助成しています。

対象となる方には医療受給者証を交付しています。

受診するときに、医療機関へ受給者証と医療費給付申請書を提出することで、医療費が役場から償還払いされる仕組みになっています。

◆8月からの改正点：
今回の改正で、生まれてから中学校を卒業するまで、子どもの医療費が無料になります。（子育て支援策）
また、父子家庭にも母子家庭と同じ医療費助成（父子家庭の助成を受け

るには扶養手当の受給者になることが前提）を実施します。

◆手続きについて：
乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、母子家庭は今までもおりの申請手続きで、受給者証が交付されます。

子育て支援（小中学生対象）、父子家庭には受給者証はありませんが申請手続きが必要です。
8月診療分以降の領収書は1月分ごとにとまめ印鑑と申請書、保護者の振込先の通帳を持参のうえ、町民生活課に申請してください。

◆問い合わせ

町民生活課 国保医療係
☎46 21133
（内線132）

◆医療費助成の改正点

改が今回の改正、新が新しく始まる助成です。

種別		現	在	8月1日以降～
乳幼児	受給対象者	就学前（0～6歳）	所得制限あり	改所得制限なし
	自己負担	3歳未満と町民税非課税者はなし 3歳以上町民税課税者は1医療機関あたり入院・外来ともに月500円		改自己負担なし 受給者証を交付されていない乳幼児は申請手続きが必要。
重度心身障害者	受給対象者	身障手帳...1・2級 特別児童扶養手当...1級 障害者基礎年金...1級 療育手帳...A		同左
	自己負担	入院...月5000円 外来...月1500円 町民税非課税者と3歳未満はなし		改小・中学生は自己負担なし 申請手続きが必要（小中学生のみ）
母子家庭	受給対象者	配偶者のない女子とその者の扶養を受けている18歳未満の児童 父母のない18歳未満の児童		同左
	自己負担	入院...月5000円 外来...月1500円 3歳未満と町民税非課税者はなし 3歳以上就学前までの町民税課税者は1医療機関あたり入院・外来ともに月500円		改子については中学生まで自己負担なし 町民税課税者の自己負担分については申請手続きが必要（小中学生のみ）
新子育て支援	受給対象者		医療費の助成なし	本町に住所を有する就学児童（小中学生）
	自己負担			自己負担なし 所得制限なし、申請手続きが必要
新父子家庭	受給対象者		医療費の助成なし	配偶者のない男子とその者の扶養を受けている18歳未満の児童 申請手続きが必要
	自己負担			母子家庭に準じる

妊産婦については今回の改正はありません。